

(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設
整備・運営事業

優先交渉権者選定基準
(記 載 例)

令和〇年〇月

国土交通省〇〇地方整備局

【本書の位置づけ】

本書は、国が、民間を活用してダム管理用水力発電施設の整備・運営を図る際の主要な論点について、令和５年度に開催した「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論の結果も踏まえつつ、これから事業化を推進する際の解説的位置づけとして整理したものである。

同様の観点から作成している募集要項の付属資料との位置づけになる。

- ・ 事業類型：運営期間中の売電収入で初期投資額等を回収する独立採算型
- ・ 業務範囲：ダム管理用水力発電設備の設計、建設、維持管理、運営
- ・ 事業方式：BT(Build Transfer)＋公共施設等運営権(コンセッション)方式
- ・ 事業期間：〇〇
- ・ 公募方式：公募プロポーザル方式

【本書の構成】

項目構成：PFI法の特段の規定はなく、例示となる。

本文：当該項目において記載が想定される内容を例示したものであり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

【本書の位置づけ】のとおり、一定の条件下で記載しており、事業実施の際には、改めて検討が必要である。

固有名詞等については「〇〇」と記載している。

解説：本文は例示であり、対象事業の特徴等を踏まえて個別に検討する必要がある。その際に、当該項目を検討するにあたって留意が必要な点を記載している。

解説では、手引きにも記載しているなど特に留意することが求められる事項は、「＜要検討事項＞」を付している。

【補足】

本案は、審査過程を二段階審査(第一次審査、第二次審査)とすることを前提として作成したものである。

本文については、どの案件でも同様の記載となる部分と、対象とするダム毎によって異なる部分がある。

本案では、対象とするダム毎に異なる可能性が高い事項を 青字 で記載している。

目 次

第1 事業者選定基準の位置づけ	1
第2 事業者選定の方法	1
1.選定方法の概要	1
2.事業者選定の体制	2
第3 審査の手順	4
第4 第一次審査	5
1.資格審査	5
2.実績等審査	5
第5 第二次審査	5
1.第二次審査の手順及び方法	5
(1)事業提案審査	5
(2)優先交渉権者の決定等	7
2.事業提案の位置づけ	7
3.事業提案の審査方法	7
(1)共通事項	7
(2)要求水準審査	7
(3)事業提案審査	8

第1 事業者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準(以下、「本基準」という。)は、〇〇地方整備局が、(仮称)〇〇ダム管理水力発電施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインにおいては「管理者等のみでは、事業目的やニーズを満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営等の方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があり、かつ、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する随意契約によることができる場合については、企画競争、公募型プロポーザル等いわゆる競争性のある随意契約によることが考えられる」とされており、本事業ではこれにしたい、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により選定手続を実施するものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

第2 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する提案内容、審査のポイント、配点等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン記載の事業者選定フローに沿って行うことを基本とし、参加資格要件の充足及び本事業の事業方針等を審査し、第二次審査参加者を選定する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査と第二次審査とはそれぞれ独立した採点を行い、第一次審査の得点は第二次審査に影響しないこととする。ただし、第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合には、応募者はその内容について丁寧に説明することが求められる。

提案書類では、企業名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載は行わないこととする。応募者以外の協力企業等の名称及び名称を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)も同様とする。また、有識者等委員会に対しては、提案書類に係る応募者の名称は通知しない。

2.事業者選定の体制

〇〇地方整備局が公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うために、有識者等委員会を設置する。

有識者等委員会は、各応募者からの提案に対する審査結果案及び最優秀提案者の結果を〇〇地方整備局に報告する。

〇〇地方整備局はこれを受けて、優先交渉権者と次点交渉権者を決定する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

有識者等委員会委員

〇〇 〇〇	※所属組織、役職名を記載。下欄も同様。
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	

(五十音順、敬称略)

なお、本事業の選定に関し、有識者等委員会の委員又は有識者等委員会の委員が属する法人に働きかけをした者の応募は無効とする。

【解説】

■全体

有識者等委員会は審査委員会との呼称でもよい。

募集要項に有識者等委員会の委員名等を掲載している場合には、本書に再掲せず、「有識者等委員会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。」とすることでもよい。

■委員の構成 <要検討事項>

有識者等委員会の委員の人数には定めはない。検討すべき分野、日程調整等の事務負担を考慮すると5名程度を上限とすることが想定されるが、対象事業に即して設定する。

有識者等委員会の委員は、水力発電、河川維持管理、官民連携のほか、法律又は会計・税務、地元関係者、〇〇地方整備局などの分野から選定することが想定されるが、対象事業に即して設定する。

地元関係者の参加については、当該事業における地域振興に関する評価の方針と合わせて整理する。

■委員と応募者の関係整理(利益相反防止)

募集要項案でも示しているが、利益相反防止の観点から、有識者等委員会の委員の属する組織等は応募者となることができない。

実施方針や募集要項の応募者の参加資格要件に関する記述では、「有識者等委員会の委員

が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。」といった趣旨の記載が行われることが多い。

■民間事業者の委員への働きかけの禁止 <要検討事項>

民間事業者が有識者等委員会の委員に対して、本事業に関する情報収集を図ったり、評価に対して働きかけを行うことは望ましくない。

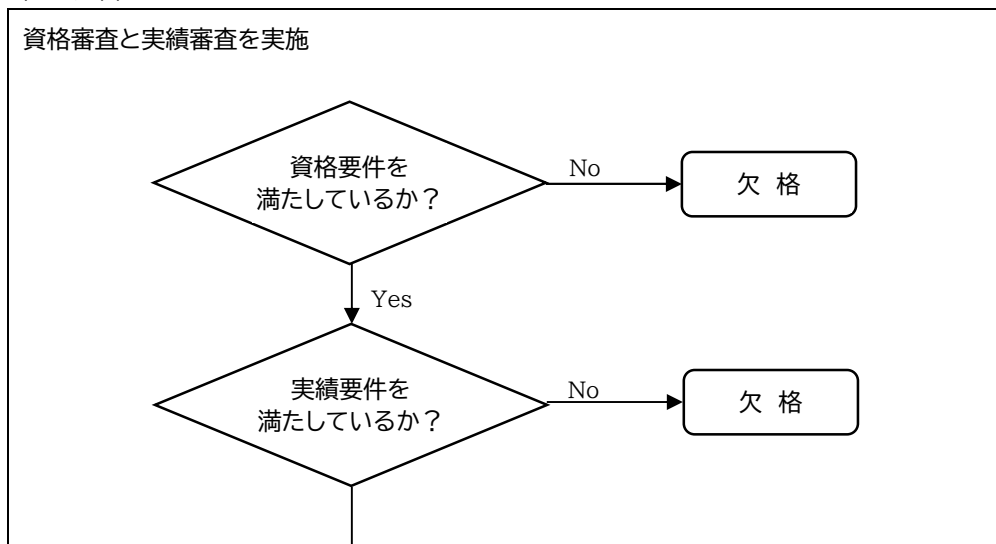
一方、有識者等委員会の委員は当該分野で活躍されている方々であり、本事業に限らず民間事業者とは多面的な接点があると想定される。そのため、有識者等委員会の委員と応募者とのすべての接触を禁止することは現実的ではない。

また、有識者等委員会の委員はみなし公務員として守秘義務を負っていることについても考慮することが必要である。

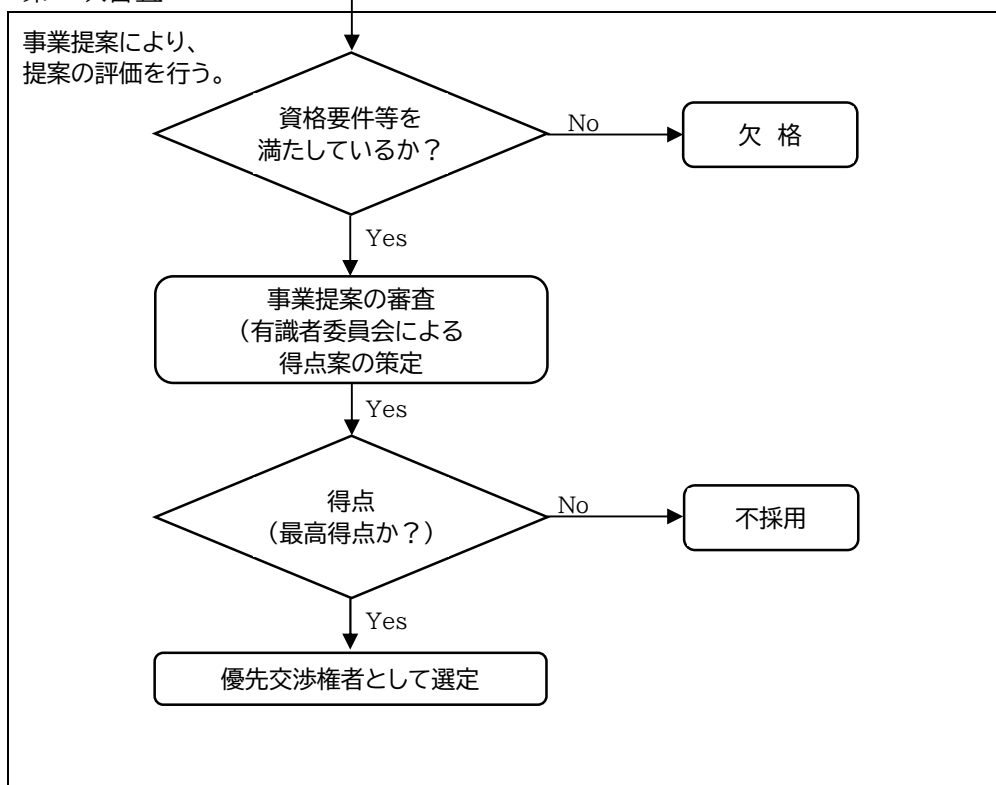
第3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

第一次審査



第二次審査



【解説】

二段階審査を前提とした場合には、上記のような手順とすることが想定される。

第4 第一次審査

第二次審査のための提案を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するか否かを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

1.資格審査

応募者が募集要項等に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2.実績等審査

応募者が募集要項等に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

【解説】

形式的な審査であることから、有識者等委員会の開催を経ることなく、事務局によって行い、その結果は、提案審査開始時に有識者等委員会に通知するものとする。

第5 第二次審査

第二次審査では、要求水準の充足が確認された第二次審査参加者の第二次審査書類について、有識者等委員会における審査を行う。有識者等委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

〇〇地方整備局は、有識者等委員会の審査結果を受け、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

1.第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

(1)事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容(以下、「事業提案」という。)を審査する。

① 要求水準審査

事業提案が関連する要求水準を全て満たしているかについて審査を行い、一部でも満たしていない場合は欠格とする。

② 事業提案審査

優れた事業提案と認められるものについては、その程度に応じ、審査項目毎に得点を付与する。事業提案審査による配点は100点満点とし、審査項目の配点については後述する。

1)有識者等委員会における採点・審査結果案作成

有識者等委員会において、後述する審査項目の内容について優れた提案がなされているかを審査し、3.(3)②審査項目等で示す評価の視点に基づいて各事業提案の採点を行う。

なお、事業提案に関して確認するため、応募者に対してヒアリングを実施する場合がある。

有識者等委員会は、採点結果をとりまとめ、審査結果案を作成し、〇〇地方整備局に提出する。

【解説】

■有識者等委員会での採点方法 <要検討事項>

複数の有識者からなる有識者等委員会での採点方法は、有識者等委員会自らが決定すべきである。

ただ、一般的には、合議制が採用されて各委員間の協議によって審査基準毎に1つの評価(配点)がされる場合と、各委員間の協議はされるものの、審査基準毎の評価(配点)は委員が別個に実施し、その平均点等を採用する場合がある。

採点方法の採用方針については、委員の意見を確認した上で設定することが必要となる。

■下限点数の設定 <要検討事項>

事業の質の確保の観点から、一定以上の得点を確保しない場合には失格とすることも想定される。

これについては、審査基準の内容、各委員の採点方針、応募予定者数等とも関連することから、個別に検討することが求められる。

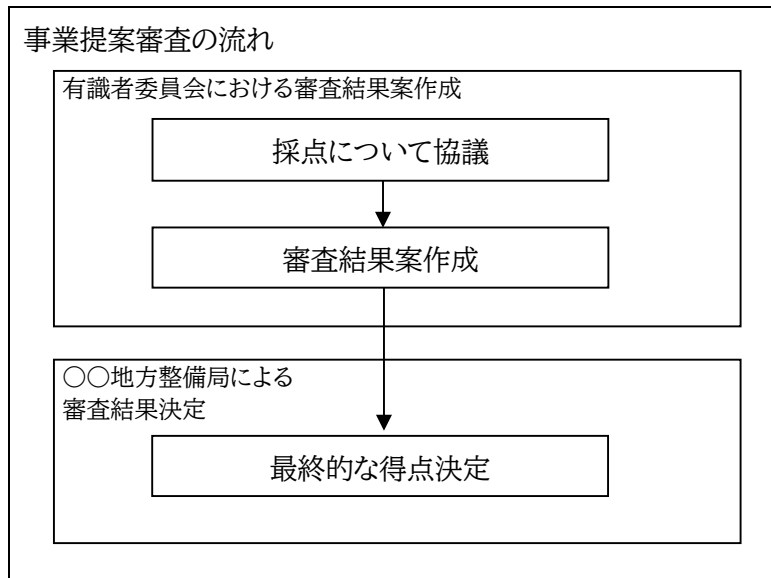
■プレゼンテーション等の実施

プレゼンテーション(ヒアリングと呼ばれることもある)では、事業者の提案のポイントを再度確認するとともに、提案では不明確な事項等を確認することが多い。

しかし、その実施は必須ではなく、基本的には有識者等委員の意向も踏まえて、実施の有無等を決定することになる。

2)〇〇地方整備局による審査結果の決定

〇〇地方整備局は、有識者等委員会より報告された審査結果案を基に得点及び順位を決定する。



(2)優先交渉権者の決定等

① 優先交渉権者の決定

〇〇地方整備局は、事業提案審査により決定された得点を基に、優先交渉権者を決定する。

② 評価内容の公表

〇〇地方整備局は、優先交渉権者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に審査項目について審議した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2.事業提案の位置づけ

応募者の提示した事業提案については、当該応募者との事業契約がなされる場合には、その内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答についても同様とする。

3.事業提案の審査方法

(1)共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提案に含まれたイメージ図あるいは提示を求める図面(以下、「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2)要求水準審査

事業提案が要求水準を充足しないことがないかを、要求水準書を基に審査する。なお、提案書類及び図面(様式)、提案において求める記載事項は様式集に示す。

事業提案は、〇〇地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ簡潔に記載することが求められる。〇〇地方整備局は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

(3)事業提案審査

① 評価(採点)方法

審査項目毎に、評価の視点に基づき「段階評価」を行う。

- ・事業提案が要求水準を満たしていることが前提であるため、要求水準を達成していれば 0 点とし、要求水準を超え、より良い提案がなされている場合に得点の付与を行う。
- ・提案の内容に応じて 5 段階にて評価し、点数化する。

5 段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合	備考
A	秀でて優れている	配点×100%	要求水準を上回り、秀でて優れた提案と認められる場合
B	優れている	配点×75%	要求水準を上回り、優れた提案と認められる場合
C	いくつかの優れている点を認める	配点×50%	要求水準を満たした上で、更にいくつかの加算すべき優れた点が認められる場合
D	わずかに優れている点を認める	配点×25%	要求水準を満たした上で、更にわずかに加算すべき優れた点が認められる場合
E	要求水準を満たしている	配点×0%	要求水準を満たしている提案と認められる場合

※「優れている」とは、「業務理解度」「実施手順」「的確性」「項目間の整合性」「実現性」「独創性」等を着目点として評価する。

② 審査項目等

審査項目等は以下のとおりである。

なお、審査項目に対する提案において、下記に示す評価の視点以外の提案がなされた場合、有識者委員がその提案を評価すべきものと認めたときには評価対象とする。

原則として各審査項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

項目分類	審査項目	評価の視点	配点案
事業の実施方針及び実施体制	事業実施方針	【PFIで一般的な項目】 ・本事業の特徴(ダム管理用水力発電であること(河川管理施設)、独立採算であること、立地及び施設配置の条件等)への理解 ・事業を実施する上での目標及び重視する点	○

項目分類	審査項目	評価の視点	配点案	
		・各業務の事業実施計画(供用開始時期等の提案を含む)		
	実施体制・技術者教育	【PFIで一般的な項目】 ・各企業の専門性や実績等を活かした役割分担 ・事業全体のマネジメント方策 ・各業務の実施体制の方針 ・人員配置計画及び技術者の教育方針		
	リスクへの対応	【PFIで一般的な項目】 ・各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担 ・収入が想定を下回った場合の対応方針 ・付保する保険等 ・業績不振・企業破綻時の事業継続方針 ・その他想定されるリスク及び対応策		
	セルフモニタリング方策	【PFIで一般的な項目】 ・セルフモニタリングの手続き(構成企業間の相互チェック、ダム管理支援業務の履行等) ・セルフモニタリング結果の反映方法		
	環境への配慮	【水力発電で特有な項目】 ・事業実施にあたっての環境への配慮		
資金調達及び収支計画	収入及び支出の見込み収支計画	【水力発電で特有な項目】 ・流量・発電予測、電力予測に基づく収入想定 ・提案する事業実施計画を踏まえた支出想定 ・収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策		○
	資金調達・償還計画	【PFIで一般的な項目】 ・資金調達・償還計画 ・予備的資金の確保		
	出資者の構成・出資条件	【PFIで一般的な項目】 ・出資金額、各構成企業の出資比率及び資金拠出への条件 ・十分な内部留保を確保する配当政策		
	資金不足時の対応	【PFIで一般的な項目】 ・資金不足時の資金調達方策 ・資金調達先、金額、返済方法		
発電計画	施設計画及び施工計画	【水力発電で特有な項目】 ・発電設備の配置、管理区域を含む施設計画 ・設計・施工工程計画を踏まえた確実な事業実施をする上での工夫(許認可の取得方法、製造・調達方法、試運転等) ・工事の施工計画の概要(ダム本体の治水機能の維持に関する配慮、工事仮設計画、安全性への配慮)		○

項目分類	審査項目	評価の視点	配点案	
		・施設計画を踏まえた仕様、数量、規模、金額等を示すコスト管理計画		
	維持管理	【水力発電で特有な項目】 ・予防保全の考え方に基づく施設維持管理計画 ・記録の作成、保存の考え方 ・河川区域内であることの特性をふまえた非常時の対応		
	運転操作・監視	【水力発電で特有な項目】 ・施設の運転操作・監視のルール ・流量や管理施設の消費電力量の季節変動に対する対応方針(施設の安定運転に関する提案) ・安全管理・警備等		
売電計画	売電内容	【水力発電で特有な項目】 ・売電先、売電条件の具体性、安定性等		○
地域貢献	地域への貢献	【PFIで一般的な項目】 ・周辺地域への配慮方針・方策(地域還元、物品調達、雇用の考え方等) ・広報活動、見学者対応		○
運営権対価	運営権対価の額	【コンセッション事業で特有な項目】 ・算定額 ・算定根拠の妥当性		○
計			100	

【解説】

■評価(採点)方法 <要検討事項>

本案では5段階評価(25%刻み)で記載しているが、有識者委員会の意見により、4段階評価や3段階評価という場合も想定される。

前述の「有識者等委員会での採点方法」と合わせて整理することが求められる。

■審査項目 <要検討事項>

基本的には上記のような項目が想定されるが、対象事業の特徴に合わせて検討する。

最終的には、事業趣旨をご理解いただいた上で、有識者等委員会にて決定していただく。

審査項目に対する理解を促進する観点から、「PFI事業で一般的な項目」「水力発電で特有な項目」「コンセッション事業で特有な項目」に区分している。しかし、「PFI事業で一般的な項目」においても、水力発電の知見に即して審査基準を設定したり、評価することは必要である。例えば、「リスクへの対応」はPFI事業で一般的な審査項目であるが、具体的な内容については水力発電の知見を踏まえ設定等する必要がある。

■地域振興に対する評価 <要検討事項>

地域振興策としては多様なものが想定されるが、事業性への影響、地元に対する配慮の必要

性等を総合的に判断し、設定することになる。

■運営権対価に対する評価 <要検討事項>

運営権対価については、国から下限金額を提示するとともに、応募者に「予定額」及び「その算定根拠」を記載してもらう。

審査にあたっては、運営権対価の予定額の大きいものを高く評価するものとし、具体的な採点方式は、以下の計算式などが想定される。

配点×(応募者が提案した運営権対価の額／各応募者が提案した運営権対価の額の中の最高提案価格

提案価格及び提案者中の最高提案価格は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、計算された結果の小数点以下第二位を四捨五入するものとする。